各位

会社名:川崎汽船株式会社

代表者名:代表取締役社長 社長執行役員 明珍 幸一

(コード番号 9107 東証プライム)

問合せ先:総務グループ長 二口 正哉

(Tel: 03-3595-5061)

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、以下のとおり取締役(業務執行取締役に限ります。)及び執行役員(以下「取締役等」といいます。)の報酬制度を改定すること(以下「本報酬制度改定」といいます。)を決議しましたのでお知らせします。

本報酬制度改定に伴って、2023年6月開催予定の第155期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、取締役の報酬限度額を増額する議案及び業績連動型株式報酬制度における株式取得資金の上限と取締役(業務執行取締役に限ります。)に付与するポイント数の合計の上限を改定する議案を付議します。当該議案が本株主総会で可決ご承認いただけることを条件として、第155期の事業年度の業績に基づき、同期末時点における取締役に対して支給する役員報酬から適用を開始します。

なお、本報酬制度改定は、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会で審議を重ねたうえで取締役会に答申し、取締役会はその答申を踏まえて決議したもので、客観性及び透明性のある手続きを取っております。

記

1. 本報酬制度改定の目的

優秀な経営人材を確保・維持するためグローバルに競争力ある報酬水準とし、持続的な成長を動機づける高い業績連動比率を持たせ、中長期の経営効率向上やサステナビリティの取り組みを推進するインセンティブを取り入れることで、企業価値の最大化を図ることを企図した役員報酬制度とするものです。

2. 本報酬制度改定の概要

本報酬制度改定の内容は、取締役等の報酬の構成比率及び総報酬の水準の改定、業績評価指標の見直し、取締役報酬限度額の改定、中長期業績連動報酬制度の改定となります。

1) 構成比率と総報酬の水準

現在の当社の取締役等の報酬は、以下3種類の報酬により構成しています。

① 固定報酬(金銭):職責に応じた業務遂行のため職位ごとに設定した月次の報酬。

- ② 短期業績連動報酬(金銭): 当年度の業績の当初目標に対する達成度に連動した報酬。
- ③ 中長期業績連動報酬(株式): 当年を含む過去3年間の株主総利回り(TSR) に連動した報酬。

今回の改定では、上記の報酬構成を維持したうえで、総報酬の水準及び業績連動報酬の構成比率について、外部専門機関による報酬市場調査データを参照して見直しを行います。

構成比率については、業績連動報酬の比率を高め、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、中長期業績連動報酬をより重視したものとします。

改定後の固定報酬、短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬の構成比率は、モデル ケースにおいて以下を想定しています。

業績目標を達成したケース:

(改定前) 100:30:10 → (改定後) 100:40:65

目標達成度に応じて、短期業績連動報酬は0~1.5倍、中長期業績連動報酬は0~1.8 倍変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなるよう設計します。

2) 新たな業績評価指標の導入

企業価値の最大化に向けて、短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬に、経営効率 の向上とESGの推進を動機づける指標を新たに導入します。

短期業績連動報酬:従来の単年度連結業績(経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益)の目標達成度に連動する係数、個人の貢献に応じた係数に加えて、重大な海難事故が発生した場合に報酬の減算を行うESG(安全)指標を導入します。

中長期業績連動報酬:従来の株主総利回り(TSR)の他に、過去3年の自己資本利益率(ROE)に連動する指標を導入します。また、「環境ビジョン2050」で定めた目標である2030年CO2排出効率50%改善に向けたESG指標として、CO2の排出効率改善を評価する指標を導入します。TSR指標:ROE指標:ESG(環境保全)指標の構成比率は90:5:5とします。

3) 取締役報酬限度額の改定

当社の取締役報酬限度額は、2016年6月24日開催の第148期定時株主総会において 年額600百万円以内とすることをご承認いただいていますが、本報酬制度改定に伴って、年額800百万円(うち、社外取締役分111百万円)に改定する議案を本株主総 会に付議いたします。

4) 中長期業績連動報酬制度の改定

当社は、2016 年4月 28 日付で業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を公表し、2016 年6月 24 日開催の第 148 回定時株主総会において役員報酬として決議され、現在に至ります。

当社は1対象期間(注1)ごとに、当社株式等(注2)の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託を通じて取得していますが、本報酬制度改定に伴って、当社が拠出する1対象期間当たりの株式取得資金の上限を、1,300百万円(うち、取締役分480百万円)から5,200百万円(うち、取締役分2,400百万円)に改定し、本制度に係る報酬枠を増枠する議案を本株主総会に付議します。本制度は、上記3)記載の取締役報酬限度額とは別枠として設定するものとなります。なお、これに合わせて本制度の内容を一部見直し、詳細については別途開示する予定です。

(注1) 2017 年3月末日で終了した事業年度から 2020 年3月末日で終了した事業年度までの4事業年度、及び当該4事業年度の経過後に開始する4事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。

(注2) 当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を指します。

以上